

社会福祉法人海光会
通所介護事業所 海光園 運営規程
指定通所介護事業所 ・ 日常生活支援総合事業における
総合事業通所介護事業

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人海光会が開設する通所介護事業所海光園（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業及び熱海市介護予防・ 日常生活支援総合事業における総合事業通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護、熱海市介護予防・ 日常生活支援総合事業における総合事業通所介護事業（以下「総合事業通所介護」という）を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行い、もって利用者の社会的孤立感の解消、及び心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また、総合事業通所事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 通所介護事業所 海光園
- (2) 所在地 熱海市上多賀字町場道1016—10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従事者の管理、及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 生活相談員 1人以上（常勤）

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、通所介護計画の作成を行うと共に、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

- (3) 看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の健康チェック等を行うことにより、健康状態を的確に把握すると共に、各種サービスを利用する為に必要な処置を行うものとする。

- (4) 介護職員 4人以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介護の提供に当たるものとする。

(5) 機能訓練指導員 1人以上（常勤または非常勤）

機能訓練指導員は、事業の利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練等の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりにする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時45分から午後3時50分までとする。
- (4) 延長サービス時間 午前8時から午前9時45分
午後5時から午後7時

(利用定員)

第6条 指定通所介護、総合事業通所介護の利用定員は30名とする。

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その1割から3割の額とする。但し、厚生労働大臣が定める基準以外の事項に係るものについては、第2項に定める利用料の支払いを受けるものとする。

- (1) 入浴介護
- (2) 食事介護
- (3) 機能訓練
- (4) 送 迎
- (5) その他日常生活上の介護

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用として、朝食110円、昼食代682円、おやつ代88円
夕食代550円、
- 二 延長サービス費 30分毎 500円
- 三 その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについて、その実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(総合事業通所介護の内容及び利用料等)

第8条 総合事業通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 日常生活における相談及び助言
- (7) その他日常生活上の援助

2 総合事業通所介護を提供した場合の利用料の額は、熱海市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領によるものとし、当該総合事業通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。但し、厚生労働大臣が定める基準以外の事項に係るものについては、第7条第2項に定める利用料の支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、熱海市内の地域とする。

(利用に当たっての留意事項)

第10条 事業の利用者は、安全の確保の為に、又、秩序の維持の為に事業所が定めた事項に留意するものとする。

(緊急時等における対処方法)

第11条 通所介護従業者は、指定通所介護及び総合事業通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第12条 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に迅速・適正に対応するために、苦情等処理委員会を設け、職員・利用者及びその関係者等にその制度を周知し、苦情等の処理過程を明示する。

2 利用者及びその関係者等から苦情があったときは、その手順に従って適正な解決措置を講じ、その結果を明示する。

(職場におけるハラスメント)

第13条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備え具体的計画を策定すると共に、定期に避難、救出その他必要な訓練を行い、対策の万全を期するものとする。非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理及び感染症対策)

第16条 事業所は、事業所内・訪問先で感染症が発生、蔓延しないよう、衛生管理委員会・感染症管理委員会を設置し必要な措置を講ずる。また、万一感染症が発生した場合にはその終息に向け、厚生労働省通達に則り、当事業所感染症発生時のマニュアルに従って迅速に必要な措置を講ずる。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
- 4 事業所は、事業所内にて使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待の防止)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- 4 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(従業者の質の確保)

第18条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(従業者の服務規程)

第19条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(その他運営についての留意事項)

第20条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する事項は社会福祉法人海光会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成19年11月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成21年9月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成25年11月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成28年6月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 附則 この規程は、令和4年10月14日から施行する。